

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年9月7日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成14年1月25日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、船員として就労していた。
- 2 請求人は、平成26年11月22日、船舱内にて氷の揚げ荷作業中、氷に左膝下をぶつけ（以下「本件災害」という。）負傷した。平成27年1月5日、C医療機関で、「左膝内障、左腓骨神経不全麻痺、左下腿挫傷、末梢神経障害性疼痛、骨盤痛、腰椎捻挫、骨盤部挫傷、末梢神経障害」と診断され、療養の結果、平成29年6月30日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第13級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が平成31年2月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第13級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、船員基準で判断すべきこと及び既存の障害と本件災害による障害とを併合すべきことを主張しているので、以下に検討する。

(2) 障害等級の判断基準については、決定書理由に説示するとおり、本件請求は、労災保険法第15条に基づく請求であり、同条第1項に定められているとおり、厚生労働省令に定める等級により決定されるものであるところ、同法令の判断基準に照らし検討するのが相当である。

(3) 本件災害により請求人に残存する障害は、D医師の平成29年7月23日付け診断書に記載されている①左第3～第5趾の自動運動困難、②左足背部に残存しているしびれ、痛覚過敏、異常知覚である。これら2つの障害は、決定書理由に説示するとおり、左足指の機能障害については、「1足の第3の足指以下の3の指の用を廃したもの」（障害等級第13級の10）に該当し、左足背部の神経症状については、「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）に該当する。①及び②は、腓骨不全麻痺に起因するものであることから、請求人に残存する障害は、上位の等級である障害等級第13級の10とみるのが相当である。

(4) また、併合の取扱いについては、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第3条の規定の施行について」（昭和41年1月31日付け基発第73号）において、要旨、同一の業務上の傷病により、系列を異にする2以上の障害等級の併合の方法は、労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）第14条第2項及び第3項により、重い方の身体障害によるか等級を繰り上げ

るとしており、当該取扱いは妥当なものである。

(5) そうすると、本件災害による障害と請求人が併合すべきと主張する右上肢の既存の障害（本件災害とは、災害の発生時期及び障害部位を異にするもの）とは同一の業務上の傷病によるものではないため、労働基準法施行規則第40条第2項及び同条第3項並びに労災則第14条第2項及び同条第3項に基づき併合する事案には該当しないものと判断する。

(6) したがって、請求人に残存する障害の障害等級は、障害等級第13級を超えるものということとはできない。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月19日